

大阪市告示第1339号

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（平成26年大阪市条例第73号。以下「条例」という。）第13条第1項及び大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則（平成26年大阪市規則第142号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 事案その1

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和8年1月21日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年3月21日午後7時4分頃、同禁止区域である大阪市中心区心斎橋筋2丁目4番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	平元 海生 大阪市浪速区大国

2 事案その2

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和8年4月9日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同月10日午後6時58分頃、同禁止区域である大阪市中心区道頓堀1丁目8
------------------------------	---

	番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	高田 剛志 堺市堺区大浜北町

3 事案その3

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和8年4月24日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年6月3日午後6時39分頃、同禁止区域である大阪市中心区道頓堀1丁目9番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	平元 海生 大阪市浪速区大国

4 事案その4

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に	令和8年7月11日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為
----------------------	--

従わなかった旨)	等を中止するよう命じたが、同月22日午後7時17分頃、同禁止区域である大阪市中心区道頓堀1丁目6番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所所在地）	大塚 航平 山口県下関市一の宮東町

（市民局区政支援室地域安全担当）